

# RACING KART INFORMATION

## カートライセンス発給規定 (新旧対照表)

[公示No.2017- K012]

※本規定は2018年1月1日より施行となります。

※下線部分：変更箇所

改正 (2018年1月～)	現行規定
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 ドライバーライセンスの年齢別発給            ライセンスの種別により次の通り発給年齢を区分する。            ライセンスの発給申請を行う際には、年齢(生年月日)を証明できる公的機関が発行する書類を提示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ジュニアBライセンスは、<u>8歳(8歳の誕生日を迎える当該年)</u>から15歳未満の者に発給する。</li> <li>2. ジュニアAライセンスは、<u>12歳(12歳の誕生日を迎える当該年)</u>から満15歳未満の者に発給する。</li> <li>3. 国際Cジュニアライセンスは、<u>12歳(12歳の誕生日を迎える当該年)</u>から14歳未満の者に発給する。</li> <li>4. 国際Cリストラクティッドライセンスは、<u>14歳(14歳の誕生日を迎える当該年)</u>から15歳未満の者に発給する。</li> <li>5. カート国際A、B、Cセニアライセンスおよびカート国内A、Bライセンスは、<u>15歳(15歳の誕生日を迎える当該年)</u>以上の者に発給する。</li> </ol> <p>第7条 カートドライバーライセンスの新規申請</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たにドライバーライセンスを取得しようとする者は、次の条件のいずれか1つを満たさなければならない。            身体の障害のある者は、ライセンスを取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならない。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) クローズド競技参加等によるもの：            JAF登録カートクラブ・団体が開催するクローズド競技会に1回以上出場した者、または、JAF公認カートコースにおけるスポーツ走行の経験時間が<u>10時間以上あり、その証明を有する者は、カート国内Bライセンス/ジュニアBライセンスを申請することができる。</u>            ただし申請の際に当該主催カートクラブ・団体の代表者の証明を必要とする。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2)～3. (略)</li> </ol> <p>第8条 年令制限の解除による更新</p> <p>年令制限の解除によりライセンスを更新するときは、次の通りとする。ただし、旧ライセンスは直ちにJAFへ返納しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ジュニアBからカート国内Bへ、ジュニアAからカート国内Aへは、当該年に15歳の誕生日を迎える場合、1月以降に発給することができる。            なお、<u>ジュニアBおよびAドライバーライセンスは15歳に達した年の年末まで有効であるが、15歳に達し一般ライセンスを取得した場合は、その時点からジュニアライセンスは無効となる。</u></li> <li>2. <u>国際Cジュニアから国際Cリストラクティッドへは、当該年に14歳の誕生日を迎える場合、1月以降に発給することができる。</u>            なお、<u>国際Cジュニアドライバーライセンスは14歳に達した年の年末まで有効である。</u></li> <li>3. <u>国際Cリストラクティッド(または国際Cジュニア)か</u></li> </ol>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 ドライバーライセンスの年齢別発給            ライセンスの種別により次の通り発給年齢を区分する。            ライセンスの発給申請を行う際には、年齢(生年月日)を証明できる公的機関が発行する書類を提示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ジュニアBライセンスは、<u>10歳(10歳の誕生日を迎える当該年)</u>から15歳未満の者に発給する。</li> <li>2. ジュニアAライセンスは、<u>12歳(12歳の誕生日を迎える当該年)</u>から満15歳未満の者に発給する。</li> <li>3. <u>ジュニア国際ライセンスは、13歳(13歳の誕生日を迎える当該年)</u>から15歳未満の者に発給する。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. カート国際A、B、Cライセンスおよびカート国内A、Bライセンスは、<u>15歳(15歳の誕生日を迎える当該年)</u>以上の者に発給する。</li> </ol> <p>第7条 カートドライバーライセンスの新規申請</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たにドライバーライセンスを取得しようとする者は、次の条件のいずれか1つを満たさなければならない。            身体の障害のある者は、ライセンスを取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならない。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) クローズド競技参加によるもの：            JAF登録カートクラブ・団体が開催するクローズド競技会に1回以上出場した者は、カート国内Bライセンス/ジュニアBライセンスを申請することができる。            ただし申請の際に当該主催カートクラブ・団体の代表者の証明を必要とする。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2)～3. (略)</li> </ol> <p>第8条 年令制限の解除による更新</p> <p>年令制限の解除によりライセンスを更新するときは、次の通りとする。ただし、旧ライセンスは直ちにJAFへ返納しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ジュニアBからカート国内Bへ、ジュニアAからカート国内Aへは、当該年に15歳の誕生日を迎える場合、1月以降に発給することができる。</li> <li>2. <u>ジュニア国際からカート国際Cへは、当該年に15歳の誕生日を迎える場合、1月以降に発給することができる。</u></li> <li>3. <u>ジュニアドライバーライセンスは15歳に達した年の年末まで有効である。ただし、15歳に達し一般ライセンスを取得した場合は、その時点からジュニアライセンスは無効となる。</u></li> <li>4. 更新申請は所定の書式により行なう。</li> </ol>

らカート国際Cセニアへは、当該年に15歳の誕生日を迎える場合、1月以降に発給することができる。

なお、国際Cリストラクティッドドライバーライセンスは15歳に達した年の年末まで有効である。

4. 更新申請は所定の書式により行なう。

#### 第9条 カートドライバーライセンスの上級申請

1. (略)

2. カート国内A (またはジュニアA) からカート国際Cセニアへの申請:

1) カート国内A (またはジュニアA) ライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2回以上もしくは、全日本選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計で3回以上とする。

2) カート国内A (またはジュニアA) ライセンス所持者で、カート国際Cセニアライセンス講習会を受講し合格した者。

※「出場」の定義は、申請者の出場した競技においてタイムトライアル、予選ヒート、敗者復活レース、プレファイナル、ファイナル (決勝レース) のいずれかに出走したことをいう。

3) カート国内A (またはジュニアA) ライセンス所持者で、公認カートクラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。

3. ジュニアAから国際Cジュニア (または国際Cリストラクティッド) への申請:

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとし、以下の通りとする。

1) ジュニアAライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2回以上もしくは、ジュニア選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計で3回以上とする。

2) ジュニアAライセンス所持者で、カート国際Cセニア (国際Cリストラクティッド/国際Cジュニア) ライセンス講習会を受講し合格した者。

※「出場」の定義は、申請者の出場した競技においてタイムトライアル、予選ヒート、敗者復活レース、プレファイナル、ファイナル (決勝レース) のいずれかに出走したことをいう。

3) ジュニアAライセンス所持者で、公認カートクラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。

4. カート国際Bライセンスの取得について:

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとする。ただし、国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」の条件を満たさない者でも、カート国際Cセニア (または国際Cリストラクティッドまたは国際Cジュニア) ライセンス所持者で、以下を満たした者はカート国際Bライセンスを取得することができる。

1) カート国際Bライセンス講習会を受講し合格した者。  
2) 公認クラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。

5. カート国際Aライセンスの取得について:

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとする。

6. 上級申請によりライセンスを取得しようとする者は、所定の書式に次のものを添え、申請者の住所 (準加盟/加盟/公認カートクラブおよび加盟/公認カートコース団体が代行するときはその所在地) を管轄するJAFの地方本部または支部へ申請するものとする。

1) 本人の写真1枚 : 上半身、脱帽、大きさ3×4cmの

#### 第9条 カートドライバーライセンスの上級申請

1. (略)

2. カート国内A (またはジュニアA) からカート国際CならびにジュニアAからジュニア国際への申請:

1) カート国内A (またはジュニアA) ライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式準国内の競技会に4回以上出場した者。または、格式国内の競技会に2回以上もしくは、全日本選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式準国内と国内を組合せる場合は合計で3回以上とする。

2) カート国内A (またはジュニアA) ライセンス所持者で、カート国際C (ジュニア国際) ライセンス講習会を受講し合格した者。

※「出場」の定義は、申請者の出場した競技においてタイムトライアル、予選ヒート、敗者復活レース、プレファイナル、ファイナル (決勝レース) のいずれかに出走したことをいう。

3) カート国内A (またはジュニアA) ライセンス所持者で、公認カートクラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。

3. カート国際Bライセンスの取得について:

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとする。ただし、国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」の条件を満たさない者でも、カート国際C (またはジュニア国際) ライセンス所持者で、以下を満たした者はカート国際Bライセンスを取得することができる。

1) カート国際Bライセンス講習会を受講し合格した者。  
2) 公認クラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。

4. カート国際Aライセンスの取得について:

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとする。

5. 上級申請によりライセンスを取得しようとする者は、所定の書式に次のものを添え、申請者の住所 (準加盟/加盟/公認カートクラブおよび加盟/公認カートコース団体が代行するときはその所在地) を管轄するJAFの地方本部または支部へ申請するものとする。

1) 本人の写真1枚 : 上半身、脱帽、大きさ3×4cmの

もの。

2) 競技会記録カード：所定の書式により、J A F 公認競技会に出場のつど、当該競技会の事務局長の証印を受け、規定回数を満たしたもの。

3) 旧ライセンス：年度内上級の場合は、現有ライセンス

以下 (略)

もの。

2) 競技会記録カード：所定の書式により、J A F 公認競技会に出場のつど、当該競技会の事務局長の証印を受け、規定回数を満たしたもの。

3) 旧ライセンス：年度内上級の場合は、現有ライセンス

以下 (略)

## カートドライバーライセンス講習会規定 一部改正 (新旧対照表)

[公示No.2017- K013]

※本規定は2018年1月1日より施行となります。

※下線部分：変更箇所

改正 (2018年1月～)	現行規定
第1条～第8条 (略)	第1条～第8条 (略)
第9条 受講者および受講料 1. カート国内B講習会 1) 8歳 (8歳の誕生日を迎える当該年) から15歳未満の者は、カートジュニアライセンスを取得するため受講することができる。 8歳 (8歳の誕生日を迎える当該年) から11歳の受講者は、親権者／保護者と共に講習会を受講しなければならない。なお、受講者は公的な書類等により年齢を証明しなければならない。	第9条 受講者および受講料 1. カート国内B講習会 1) <u>10歳 (10歳の誕生日を迎える当該年) から15歳未満の者は、カートジュニアライセンスを取得するため受講することができる。</u> <u>10歳 (10歳の誕生日を迎える当該年) および11歳の受講者は、親権者／保護者と共に講習会を受講しなければならない。なお、受講者は公的な書類等により年齢を証明しなければならない。</u>
以下 (略)	以下 (略)